

第四項に規定する必要な調整を定める件）の一部を改正する件（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整） 第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額とする。 （命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整） 第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等（法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。 2 （略）	（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整） 第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件（平成九年大蔵省・農林水産省告示第二十九号。以下「告示」という。）第二条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第三条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額とする。 （命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整） 第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等（法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（告示第九条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第十条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。 2 （略）